

令和6年(2024年)第5回ニセコ町議会臨時会

令和6年(2024年)8月20日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 7 議案第 1号 請負契約の締結について
(ニセコ高等学校臨時寮(教職員住宅)整備工事(設計・施工一括発注))
- 8 議案第 2号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	片山 健 也
副 町 長	山本 契 太
会 計 管 理 者	加藤 紀 孝
総 務 課 参 事	森 玲 子
消防庁舎整備室長	黒瀧 敏 雄
企画環境課参事	阿南 孝 宏
税 務 課 長	鈴木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡

保 健 福 祉 課 長	重 森 省 宏
農 政 課 長	中 川 博 視
農 業 委 員 会 事 務 局 長	長 田 陽 介
農 政 課 参 事	石 山 智
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	馬 淵 由 香
商 工 観 光 課 長	三 上 進
商 工 観 光 課 参 事	石 山 康 行
上 下 水 道 課 長	佐 々 木 一 茂
総 務 係 長	浅 井 理 登
財 政 係 長	大 野 百 恵
都 市 計 画 係 長	片 岡 辰 三
教 育 長	淵 野 伸 隆
総 合 教 育 課 長	阿 部 信 幸
総 合 教 育 課 参 事	三 橋 公 一
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	谷 井 彩 乃
こ ど も 未 来 係 長	佐 竹 三 郎
代 表 監 査 委 員	

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 瀬 達 矢
書 記	佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において6番、小松弘幸君、7番、斉藤うめ子君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課参事、森玲子君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬淵由香君、商工観光課参事、三上進君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、都市計画係長、大野百恵君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、学校給食センター長、三橋公一君、こども未来係長、谷井彩乃君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）、日程第5、報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件、2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 皆さんおはようございます。本日、よろしく願いいたします。

まず、タブレットのファイルタイトル001をお開きいただきたいと存じます。第5回ニセコ町議会臨時会議案の2ページになります。

町長の専決事項の指定については、昨年9月に議決をいただきました。これには、町の可否が明らかかな損害賠償額の決定で、その額が100万円以下のもの、及びこれに伴う和解に係ること、並びに補正予算については町による専決を行うことが定められてございます。また、専決した事項は議会に報告することとなっております。

これから御説明申し上げる報告第1号、それから報告第2号はこの規定により議会へ報告をさせていただくというものでございます。

改めまして、日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）、こちらの説明をいたします。

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償損害賠償の額の決定について）。

車両破損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月2日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。
記。

1、損害賠償の相手方、住所ニセコ町。氏名、個人名（個人情報保護法により非開示）。

2、事故の概要、令和6年6月11日午前8時頃、ニセコ町字黒川287番地9（ニセコ町集約草地第1牧区）において、町から水道管修繕の依頼を受け修繕を実施していた事業者の車両に、牧区内にいた牛が接触し、車体の側面及び運転席ドアを破損したものでございます。

3、損害賠償の額、32万1,508円。修理費用及び代車料の10割ということでございます。

内訳につきましては修理費用が19万6,108円、代車料が12万5,400円となります。

令和6年8月20日提出、ニセコ町長、片山健也。

このたび8月2日に示談が成立した損害賠償の金額が確定したため、御報告させていただくものでございます。なお、損害賠償として町が支払う金額は、本町が加盟する全国町村会総合賠償保険から全額補償となるものでございます。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、ファイルタイトルが002の資料を開いていただきたいと存じます。

日程第5、報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算

の専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月20日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページが令和6年8月2日付の専決処分書でございます。

3ページ、令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,764万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月2日、ニセコ町長、片山健也。

4ページから7ページまでは記載のとおりでございます。

10ページをお開きいただきたいと存じます。歳出です。6款1項農業費、5目装置管理費、21節車両等損害賠償金32万2,000円。こちらは報告第1号で御説明申し上げました車両損害事故に係る賠償金の専決補正ということでございます。

続きまして戻っていただいて8ページ9ページでございますが、歳入でございます。今回の賠償金の支払いは前年度繰越金として1,000円。それから、次のページですが、今回の賠償金は全国町村会総合賠償補償保険によりほぼ全額が保険適用となる見込みのため、ここに歳入として32万1,000円を補正しているということでございます。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第6 承認第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 続きましてファイルタイトル004をお開きいただきたいと思います。承認第1号は本来議会において議決決定いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に町長が議会に代わって事件の処分をする専決処分の承認でございます。

日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年8月20日提出、ニセコ町長、片山健也。

先ほど同様2ページは7月22日付の専決処分書でございます。

3ページでございます。令和6年度ニセコ町一般会計補正予算（令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算）。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ725万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,732万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月22日、ニセコ町長、片山健也。

4ページから6ページにつきましては記載のとおりでございます。

7ページ、事項別明細の歳出ですが、今回の補正額725万4,000円で、財源内訳のその他については、166万円。

これにつきましてはコロナワクチンの助成金、それから一般財源の559万4,000円は前年度繰越金でございます。

ここでいったんファイルタイトルの005をお開きいただいてもよろしいでしょうか。補正予算資料No.1の2ページ目、上段に今回の専決の概要を記載してございます。今回の歳出予算では新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料等を補正したほか、近年の鳥獣被害の広がりや資材高騰の影響により有害鳥獣駆除対策事業補助や消耗品の予算が不足すると見込まれるため、不足分を増額補正いたしました。このほか一般廃棄物最終処分場水処理施設制御装置の不具合を調査するための委託料、それから10月に開催される第6回地域共生社会推進全国サミット in 生駒の参加に係る経費を補正してございます。歳入予算は新型コロナウイルスワクチン接種に係る助成金を補正したほか、前年度繰越金で歳入歳出均衡を図っているというところでございます。

それでは、また改めまして004の議案、10ページの歳出からでございます。3款1項1目社会福祉総務費、8節普通旅費12万4,000円。こちらは、内訳としてまず10月に開催される第6回地域共生

社会推進全国サミット in 生駒の参加に係る旅費 10 万円の補正でございます。このサミットは全国の自治体、保健医療福祉まちづくり関係者、事業者等による意見交換等を行い、地域共生社会の実現について理解を深めることを目的に開催されるというものでございます。次に、職員の人事異動に伴う児童福祉士の任用前研修など、各専門研修の受講にあたり必要な旅費として 2 万 4,000 円を補正しております。合わせて 12 万 4,000 円となります。

その下、18 節各種研修会参加負担金 8,000 円。これにつきましては、ただいま御説明をした全国サミットの参加負担金の補正でございます。

続きまして 11 ページ、4 款 1 項 2 目 12 節新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 337 万 5,000 円。新型コロナウイルスワクチンは令和 6 年度から予防接種法上の定期接種（B 類疾病）に位置づけられました。接種費用は 1 人 1 万 5,300 円となりますが、国の助成及び町の助成により接種費用の自己負担額を 3,000 円に抑える支援を行います。対象者は 65 歳以上の方及び 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓等に基礎疾患を有する方となります。助成対象の見込み数は 150 名でございます。あわせて医療従事者、高齢者施設等の従事者については、町独自に全額負担をいたします。こちらの助成対象見込み数は 100 名でございます。その下、大人向け予防接種扶助 61 万 5,000 円の補正でございます。コロナワクチンは主に町内医療機関での接種を想定しております。先ほど御説明した方々への支援は町内医療機関を経由して行いますが、この 61 万 5,000 円の補正はニセコ町民がニセコ町以外でワクチン接種した方への支援について、本人に直接支援する費用でございます。こちらについては 50 名分を予定しております。

2 項 2 目一般廃棄物最終処分場水処理施設制御装置調査業務委託料 53 万 2,000 円。こちらにつきましては、豊里にあります最終処分場の水処理施設制御装置にエラー表示が出るようになりまして、現在プラントの一部が運転できない状況になってございます。その原因と思われる電子機器の不具合等について、調査を行うため補正をしたものでございます。なおエラーの原因が当該電子機器の不調のみであれば、別途交換機器を購入し取り替えることで対応可能ということになりますが、別の原因ということになれば再度調査をする必要がございます。

12 ページ、6 款 2 項 1 目林業振興費、10 節消耗品費 110 万円につきましては、ニセコ町堆肥センターにおいて生ごみの搬入などに伴いカラスが大量に寄りつき、近隣農家の作物やビニールハウスに被害を及ぼしていることから、それらへの対応を図るため、鳥類が忌避する、嫌うテープやステッカーなどの資材を購入する経費を補正するとしたというものでございます。その下、有害鳥獣駆除対策駆除対策事業補助 150 万円はニセコ町で実施している鳥獣被害防止対策支援補助について、近年の鳥獣被害の広がりや資材高騰の影響によりまして予算が不足する見込みとなるため、今後の対策を見込んで補正したというものでございます。

続きまして歳入でございます。8 ページにお戻りいただきまして、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 559 万 4,000 円の補正でございます。今回の歳出に充当いたします。

それから 9 ページ、21 款 5 項 4 目 23 節新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 166 万円。こちらにつきましては、歳出で御説明した新型コロナウイルスワクチン接種に関し、65 歳以上と 60 歳以上 64 歳未満の心臓病などの疾患のある方への接種費用の助成ということで歳入するものでござい

ます。200人分を見込んでございます。

承認第1号の説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 11ページの衛生費、2目委託料の中で最終処分場の不具合ということですが、具体的な調査の方法についてどのように行うかお伺いいたします。

○町民生活課長（富永匡君） 篠原議員の御質問にお答えします。

なぜこの調査が必要だったかということなんですけれども、今年の初めぐらいからエラーが出てまして、この施設を維持管理している事業者のほうに調査というか、修繕、直すというふうに指示をしまして、4度ほどいろんな調査をした中で特定ができなかった、たぶんこの辺が壊れてるんじゃないかということなんですけれども、何百というユニットで構成されていますのでどのユニットかが分からないということで、全取替えをしたほうがよろしいという提案がありました。それだと数千万という金額になりますが、その業者はもうそれ以上は分からないということだったので、私たちのほうで違う業者のほうに依頼をいたしました。このプログラムを使って、まずどのユニットが壊れてるかっていう調査をすることです。調査をするためにはプログラムソフトを入れて、不具合が出るものを特定をして、その部分だけを取り替えるんですが、取り替える中身なんですけれども、実は20年ぐらい前のユニットということでもう廃版になっておりまして、現在あるユニットを入れると互換性がありメリットがないということです。さらに互換性を持たせるために、先ほど言ったソフトの中にその機能があるので、その機能を使って部分的に修理をしていこうということでございます。

ですからこの調査で絶対的に特定ができるかどうかというのは分からないということだったんですけれども、やらないことには数千万というお金が発生をいたしまして、今後もずっと使い続けるならば全取り替えというのも必要になってくるのかなと思うんですが、早くて何年間のうちに廃止をしたいと思っている施設なので、なるべくお金をかけないで壊れたものだけを修理するというのが必要かと思い、このたびの調査の委託ということになっております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 内容につきましてはおおむね理解をいたしました。確認の意味で1点お伺いいたしますが、いわゆるハード的な部分の調査は行わないと。あくまでも、表示にエラーが出る、いわゆるソフト部門での対応ということでよろしいでしょうか。逆にハード的な面での故障等の可能性というのはないのでしょうか。その点お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） プログラムを入れると言ったのは、このユニットというハードなんで

す。一つのちょっとしたコンピューターみたいなものなんですけども、その故障を見つけて壊れているところを特定し、新しいのに取り替えるということをやりたいと思っておりますので、ソフトというよりもハードの部分ということになります。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号から日程第7号 議案第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第1号 請負契約の締結について。（ニセコ高等学校臨時寮（教職員住宅）

整備工事（設計・施工一括発注）の件、日程第8、議案第2号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、ファイルタイトル001の議案でございます。3ページになります。

日程第7、議案第1号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校臨時寮（教職員住宅）整備工事（設計・施工一括発注））について説明申し上げます。

議案第1号 請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的、ニセコ高等学校臨時寮（教職員住宅）整備工事（設計・施工一括発注）
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約の金額、1億8,574万819円。
- 4、契約の相手方、北海道千歳市泉沢1007番地168、株式会社アーキビジョン21、代表取締役、丹野正則。

令和6年8月20日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件は予定価格が5,000万円以上の工事であることから、議会の議決を求めるものです。

今回整備をいたしますニセコ高等学校臨時寮は、現在の高校寮である希望ヶ丘寮と高校校舎の間に建設する予定の寮で、来年4月入寮を目指して建設するものでございます。内容は1棟2階建てで、水回りを備えた8戸の居室と管理人室を整備する予定でございます。今回の寮は脱炭素を目指す本町の施設として、一定の気密性・断熱性を備えつつ、将来の転用も視野に入れた建物で、また何よりも来年4月入居に間に合わせるためどうしても短期間で設計を終え、その後に施工を要するということから、これらの条件をクリアできる株式会社アーキビジョン21との一社随意契約といたしました。8月14日に見積合わせを行った結果、消費税抜で1億6,885万5,290円となりまして、株式会社アーキビジョン21に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率につきましては93.2%でございました。工期については、議決の後、令和7年3月14日までを予定しております。建設等に係る費用につきましては、過疎債を活用いたす予定でございます。議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、ファイルタイトル006をお開きいただきたいと思います。

日程第8、議案第2号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,113万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,877万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月20日提出、ニセコ町長、片山健也。

2ページから4ページまでは記載のとおりでございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額は合計で1,113万6,000円。その財源につきまして、まずその他の財源ということで1,000万円は備荒資金支消金、それから一般財源の113万7,000円は前年度繰越金でございます。

次にファイルタイトル007補正予算資料No.3の2ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正の概要ですが、NPO法人生活の家が国・道の補助を受けてグループホームを建設することとなったことから、将来に向けた継続的な運営を支援するため、建設費の一部を補助したく補正をいたしました。このほかニセコハイツの自動ドア修繕に伴う補助金などを補正してございます。

それでは歳出から御説明を申し上げます。006にお戻りいただきたいと思います。8ページでございます。3款1項1目18節ニセコ生活上活動支援事業補助1,040万5,000円。こちらはNPO法人ニセコ生活の障がい者などが共同生活を通して地域で安心して住み続けられる環境を整備するため、国・道の補助金を受けてグループホームを建設することとなりました。国・道の支援と並行して、本町が進める環境に配慮した取組を進め推進していくため、建設に係る高气密・高断熱化に必要な費用を含む建設費の一部を補助するというので、将来に向けた継続的運営に資する支援といたします。

その下、2目18節ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助39万1,000円。特別養護老人ホームニセコハイツの正面玄関入口自動ドアについて、自動ドア駆動装置の故障により作動しなくなったことから、駆動装置交換費用を補助するための補正でございます。財源は7割の特別

交付税を活用いたす予定でございます。

続きまして9ページ、6款2項1目18節有害鳥獣対策協議会負担金3万円。こちらは昨今増え続けている鹿の農業被害を受け、国の事業である鳥獣被害防止対策総合対策事業、鹿特別対策事業と呼んでいるようですが、これを活用した対策を実施いたします。当該事業のルールとして、事業の実施主体が町ではなく、ニセコ町有害鳥獣対策協議会、これは会長が町長、それから猟友会・J A・森林組合などで構成しておりますが、それが実施主体となることから、今後行う説明会や研修会への参加告知、消耗品の購入や振込手数料などの経費等について、町から負担金としてこの協議会に支出するというための補正でございます。これによりまして、協議会は事業実施の準備を始めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして10ページ、8款5項都市計画費、1目18節景観研究事業補助20万円。これは守り続けたい景観はどんな景観かということで、そのためには自分たちに何ができるかをテーマに、町民が自主的に組織する景観研究会が主催するイベントに対し、事業を補助するというものでございます。今回はラーニングエクスペリエンスデザイン（体験学習）ということだそうですが、これに取り組む福井健氏を講師に招聘し、広く告知する研修会を実施するというものでございます。

11ページ、10款1目幼児センター費、11節手数料9,000円とその下の一般備品10万1,000円。こちらは幼児センターで使用している平成29年度に導入した衣類乾燥機が劣化摩耗により故障しましたが、部品がないことから修理不能となっております。保育に必要なタオルなど毎日大量に洗濯物の乾燥が必要であるため、早急に新たな乾燥機及び適合するユニット台、乾燥機の棚でございますが、これらが必要であるため購入する費用でございます。また、廃棄する乾燥機及びこの乾燥機のユニット台のリサイクル処分手数料が9,000円ということとなります。

6ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。

まず、20款1項1目1節前年度繰越金113万6,000円。今回の補正にあたり収支の均衡を図るため、前年度繰越金を113万6,000円活用いたします。これにより、繰越金の残額は6,032万4,000円となります。

続いて7ページ、21款5項4目14節備考資金支消金1,000万円。これはニセコ生活の家支援事業補助へ充当するため、北海道備荒資金組合積立金から1,000万円を取崩します。なお、今後の手続で当該財源を過疎債に切り替えることができれば、来年度末に今回の備荒資金の取崩しは解消したいと考えているところでございます。

最後にタブレットタイトル007補正予算資料No.3でございますが、今回の補正内容についてまとめてございます。今回の補正に伴い一般会計の変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載いたしましたので、御審議の参考とさせていただきたいと存じます。

議案第2号に関する提案理由の説明を終了いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午前10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前 10 時 43 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第 1 号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校臨時寮（教職員住宅）整備工事（設計・施工一括発注））の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3 番、高木議員。

○3 番（高木直良君） 今回の契約案件につきまして、一括発注で随意契約ということですが、通常建築関係は建築本体、それから設備系と分離して発注するのが一般的だと思います。恐らく今回は工期の問題など諸条件で一括発注されるかと思えますけれども、およそでいいんですけども、内訳的なもので現場の土工事だったり基礎、それから建築本体、設備系、さらに諸経費など、大まかにどの程度ということがもし公表できるのでありましたらお尋ねしたいと思います。

○総合教育課参事（阿部信幸君） ただいまの高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の契約金額におけるおおよその金額ですけども、今回工期が非常にタイトな中で建設ということで、ユニット式のものを想定して工事を発注したいと思っています。本体ユニットでおおよそ 8,000 万程度。それから今、内訳として出てるんですが、ユニットの増策、電気工事、給水給湯設備工事等で 4,300 万ほどということになっています。あと、運搬設置工事、工場のほうで建設して運んでくるということで、その運搬設置に関して 3,400 万程度の金額でございます。そのほか諸経費といたしまして 950 万ほど、それから今回建物に確認申請が必要ということで、確認申請それから完了検査の手数料として 50 万ほどの金額を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 内訳についてはおおよそ分かりました。それで今回工期のこともあり、ユニット式であるということで、アーキビジョン 1 社の随契ということでもありますけれども、改めてアーキビジョンでなければならなかった主な理由についてお尋ねいたします。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

これまでも何度か御説明させていただいておりますけれども、いろんなタイプの仮設住宅を検討してきた中で、どうしても工期が短期間で完成させなければならないということ、それから金額的なことも含めて、現在木造ユニットハウスの建設ができるのが全国でもアーキビジョンしかないという状況でございます。本来であれば設計、それから施行というふうに進んでいくということで、先ほど来申し上げているとおり工期が短い中でそこも含めて発注ができる、工期も年度内に間に合うというところで、木造のユニットハウスを建てられるアーキビジョンにしたということです。また、アーキビジョンのこの木造ユニットに対しても、今後ニセコ町が推進する環境性能としての UH0.28 もクリアできるというふうに向っております、その辺からもうちの町の環境対策に即した中での建物が建てられるということで、このアーキビジョンにしたということでございます。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

7 番、斉藤うめ子議員。

○7 番（斉藤うめ子君） これは契約を締結する議決を求める議案なんですけれども、ちょっと発言させていただきたいと思ってます。と申しますのは、仮設寮のことなんですけれども、あまりにも拙速過ぎた進み方で、もう少し時間かけてできなかったものかなというふうに思ってます。実はですね、この寮の問題というのはもう 5、6 年以上前から、ニセコ高校に生徒がそんなに集まらないときから、どうするかということを経長先生とお話をしていたこともあるんですね。その中でいろんな議論してきましたし、白馬村で高校の寮のことがあったときに、今国際高校ですか、隣の村が協力してホームステイとか行政のためのいろんな応援をしたという経緯を直接伺ったことがあるんです。そういうことを一切考えなかったのかなということがちょっと残念に思ってます。それはもうその村民や何か皆さん結集して応援したという経緯を伺ってます。ニセコ町の場合はそういうことは一切なくて、非常に急遽決まったわけなんですけれども、もう少し丁寧に考えてもよかったのではないかなと思ってます。

この仮設寮が 2 億円近くなるわけなんですけれども、阿部参事に伺いましたらね、これだけかけてスーパーハウスを 8 戸連結して 2 階建ての寮にするということなんですけれども、そしてまたそのあとは職員住宅にするという計画なんですけれども、ただ、ほかに業者はなかったのかということをお伺いしたんですね。あまりにも時間がなくて選定することもできなかったということは、今申し上げたようになぜこの 1 年をほかの方法で考える、例えばですよ、昔の例ですけど、町民とか町民以外でも町外のところでも間借りをするとかホームステイをするとか、何人ぐらい入れない人が出てくるのかは分からないんですけれども、それこそニセコ町まちづくり基本条例にのっとって町民がこのまちをどうしようか、高校をどうしようかということをお話しする機会にもなったのではと私は思っています。それで一言そのことを言わせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） もう締結までいく採決の段階なんですけれどもね。

○7 番（斉藤うめ子君） それを一言ちょっと申し上げたいと思って発言させていただきました。

○議長（青羽雄士君） これはあくまで発言ということで、答弁は求めないということでよろしいですね。

○7 番（斉藤うめ子君） はい。

○議長（青羽雄士君） 5 番、前原議員。

○5 番（前原孝植君） こちらは 1 棟 2500 万、これは妥当な金額でしょうか。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 今回の契約金額で割返すと 8 戸でございますので、1 戸あたり 2,320 万ほどということですが、約 360 平米の施設でございますので、割返すと坪 170 万程度の単価になってございます。このほか、例えば今回木造のユニットハウスということで坪 170 万ほどで契約するつもりでございますけれども、鉄骨造のハウスですと坪 200 万以上するというお話も伺っております。170 万が妥当かというとなんが妥当かというところはあるんですが、鉄骨系のユニットハウスか

ら見ると安価に建てられるのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校臨時寮（教職員住宅）整備工事（設計・施工一括発注））の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和6年第5回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (原本自署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (原本自署)